

文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区
の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、平成30年度末までに下記の地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区（詳細は別添のとおり）

- （1）礪南地区
- （2）氷川下町会地区
- （3）音六町会地区
- （4）指ヶ谷町会地区

3 地区指定の経過

平成30年 4月19日、5月7日 推進地区指定の申請
5月17日 安全・安心まちづくり協議会において審議
6月 1日～6月30日 該当地区の区民意見を聴取
7月10日 推進地区指定の決定
7月11日 推進地区指定日（～令和3年7月10日）

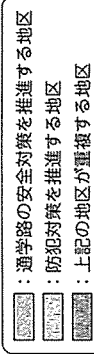
4 意見募集の実施結果

意見なし

推進地区の指定

町会など地域活動団体の申請により、安全・安心まちづくり協議会での審議を経て、特定の施策を推進する地区を指定することができます。

●安全・安心まちづくり推進地区の指定状況（平成31年3月現在）



(指定日附)	推進地区名	構成団体(天会の分派数)
1	海島嶺下地区	天一町会、天二町会、天三町会、同間町会、湯島北町会
2	千駄木小学校地区	千駄木東林町会、千駄木西林町会、千駄木三丁目北町会、千駄木三丁目北町会、駒込中町会、本郷自分会
3	隅口一丁目地区	古川桜ヶ枝町会、隅口一丁目南町会、関水町会、関山町会
4	西片町会地区	西片町会
5	湯田・裏栗・梅光地区	湯野会、裏栗町会、湯島三丁目南町会
6	本郷地区	香取会、本郷二丁目元一会、本郷二丁目二会、本郷二・三丁目会、本一町会、本郷同代会
7	沙苗地区	千駄木二丁目東町会、千駄木東林町会、千駄木西林町会、千駄木三丁目南町会、千駄木三丁目北町会
8	本郷以・本郷通り地区	甘井町会、富士町会、神明町会
9	朝霞町会地区	朝霞町会
10	久慈地区	久慈町会、久慈同代会
11	大和驛地区	一般社団法人大和驛会
12	松澤弥生七町地区	佛津弥生町会、佛津八重垣町会、豊秋町会、横濱町会、松澤町会、銀葉町会、向ヶ岡弥生会、弥生一丁目町会
13	田町・本郷地区	上真砂町会、下真砂町会、中真砂町会、田町町会、菊坂町会、菊和会、本郷五丁目台町会、本郷五日町会、旗手町会、剱町会
14	上柳殿町会地区	上柳殿町会
15	白山下地区	白山柳ヶ谷町会、白山町会、京葉通り自分会
16	表町町会地区	表町町会
17	湯島・本郷・支母地区	稲花会、三樹町会、本郷三丁目南町会、本郷三丁目自分会、天崎会、三樹弥生会、湯島切通会、稻町会
18	昭和・号一地区	元二級和会、本郷第一町会

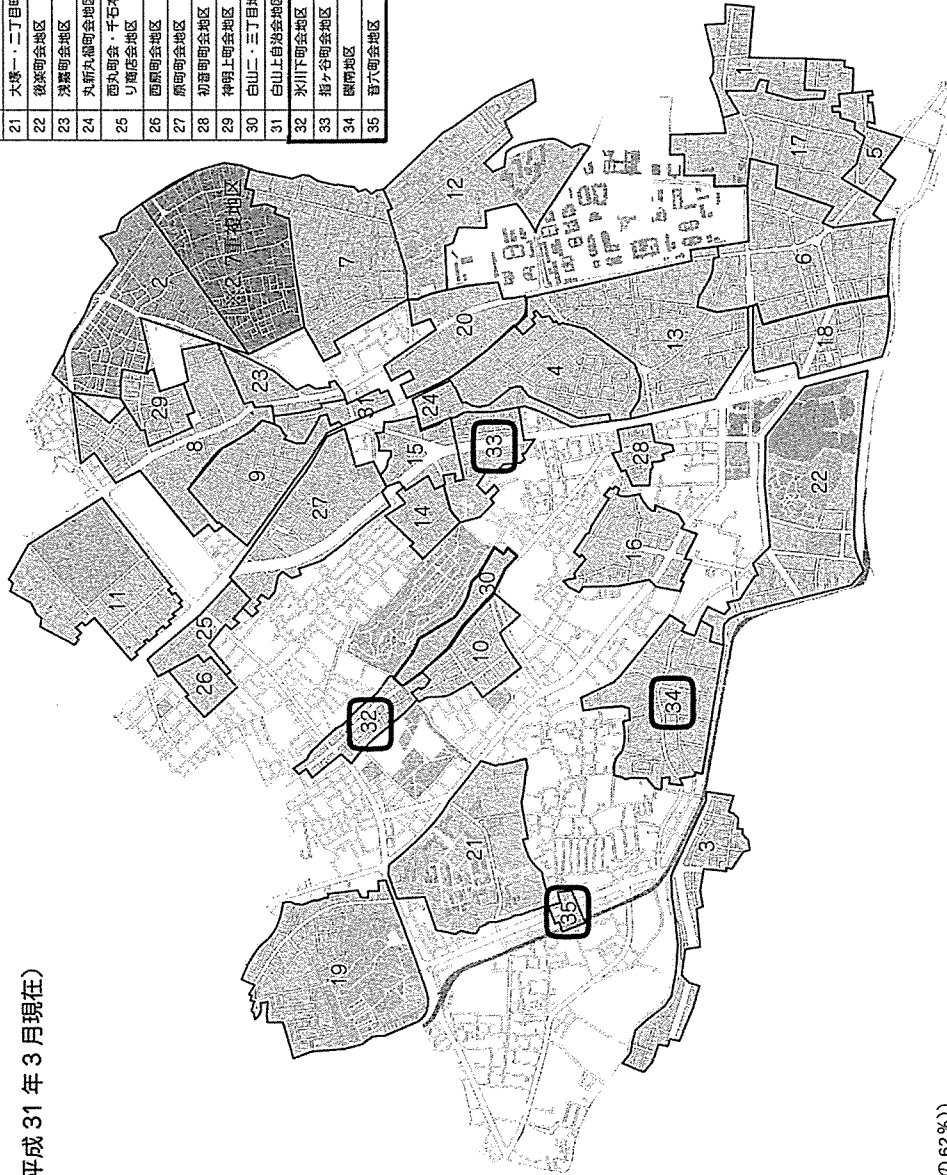
指定地区数：35（指定地区を構成する町会数：95（全町会の62%））
（指定地区の名称や構成町会に関する情報等は区ホームページにも掲載しています。）

●安全・安心まちづくり推進地域指定までの流れ

【推進地区指定の条件】

地域において防犯対策を実施するために団体を形成し、６ヵ月以上の活動実績（※）があり、地の住民等（他の地域活動団体、事業者）の賛同を得ていること。

※6ヵ月以上の活動実績とは、団体での防犯パトロールや子ども見守り、会議等の定期的な実施を意味します。



推進地区名	構成団体（町会の本数等）	（指定日附）
19 大塚坂一地区	豊島一町町会、大塚坂下町町会、大塚坂下北町会	
20 向丘地区	向丘通分町町会、向丘通分東町町会、向丘一丁目町会、向丘一丁目上町会、東大塚寺町町会自治会	
21 大塚一・二丁目町会	大塚一・二丁目町会	
22 後深町会地区	後深町会	
23 浅霧町会地区	浅霧町会	
24 丸新町町会地区	丸山堀山町町会、丸山新町町会	
25 西丸町会・平石本町通 り商店会地区	西丸町会	
26 西原町会地区	西原町会	
27 原町町会地区	原町町会	
28 初音町町会地区	初音町町会	
29 神明上町会地区	神明上町会	
30 白山一・三丁目地区	東浅原町会、白山御殿町町会	
31 白山上自治会地区	白山上自治会	
32 氷川下町会地区	氷川下町会	
33 指ヶ谷町会地区	指ヶ谷町会	
34 鶴岡地区	鶴岡町会、水道橋町会、西江戸川町会	
35 蟹六町会地区	蟹六町会	

【指定までの流れ】

D 地域住民の意見集約

(一) 推進地区指定申請書類作成・提出

(ウ) 安全・安心まちづくり協議会での審議
パブリックコメントの募集

(五) 推進地区の指定(通知書交付・告示)

(相談・申請は文京区危機管理課で随時受け付けています)

文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区
(礫南地区) の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、礫南地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

礫南地区

(2) 団体名及び代表者

礫南連合会 会長 小山 一平 氏

(3) 申請理由

礫南地区は、第六天町会・水道端町会・武島町会・西江戸川町会の4町会からなり、小日向一丁目から水道一丁目・二丁目にかけて、巻石通りを挟む形で南北に広がる地域である。巻石通りは自動車・自転車の通行量が多い特徴がある。

礫南連合会は、地域の防犯意識を高め、犯罪を未然に防ぐため、4町会で連携したパトロールをはじめとした取組を推進している。今後は住民同士のコミュニケーションを一層深めつつ、防犯カメラの設置も視野に入れながら、安心して暮らせる環境づくりに努めていく。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

水道一丁目2番(22号)、3～10番、水道二丁目1～5番、14～19番、春日二丁目6～8番、小日向一丁目1～6番、7番の一部、8～13番、27番

【裏面参照】

3 地区指定の経過

平成30年 4月19日 推進地区指定の申請
5月17日 安全・安心まちづくり協議会において審議
6月 1日～6月30日 該当地区の区民意見を聴取
7月 9日 推進地区指定の決定
7月11日 推進地区指定日(～令和3年7月10日)

4 意見募集の実施結果

意見なし

礪南地区の範囲（防犯対策を推進する地区）



文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区
(氷川下町会地区)の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、氷川下町会地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

氷川下町会地区

(2) 団体名及び代表者

氷川下町会 会長 清水 誠 氏

(3) 申請理由

氷川下町会地区は、文京区と豊島区との境界部に位置しており、細長い区域内で不忍通りと千川通りが交差する形になっているため、千石二丁目・三丁目、大塚三丁目・四丁目、小石川五丁目にまたがる地区である。

氷川下町会は、小石川五丁目互楽会との合併にあたり、区域が拡大する機会を捉えて防犯パトロールをはじめとした取組を推進しており、今後は町内の連帯意識を高めつつ、防犯カメラの設置も視野に入れながら、安心して暮らせる環境づくりに努めている。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

大塚三丁目33～44番、大塚四丁目1番(11～17号)、2番(8号、11号、13号、14号)、3番(5号、6号、8号)、4番(1号、2号)、千石二丁目1～6番、千石三丁目1～4番、13番(1～4号、6号、8号)、小石川五丁目31番～33番

【裏面参照】

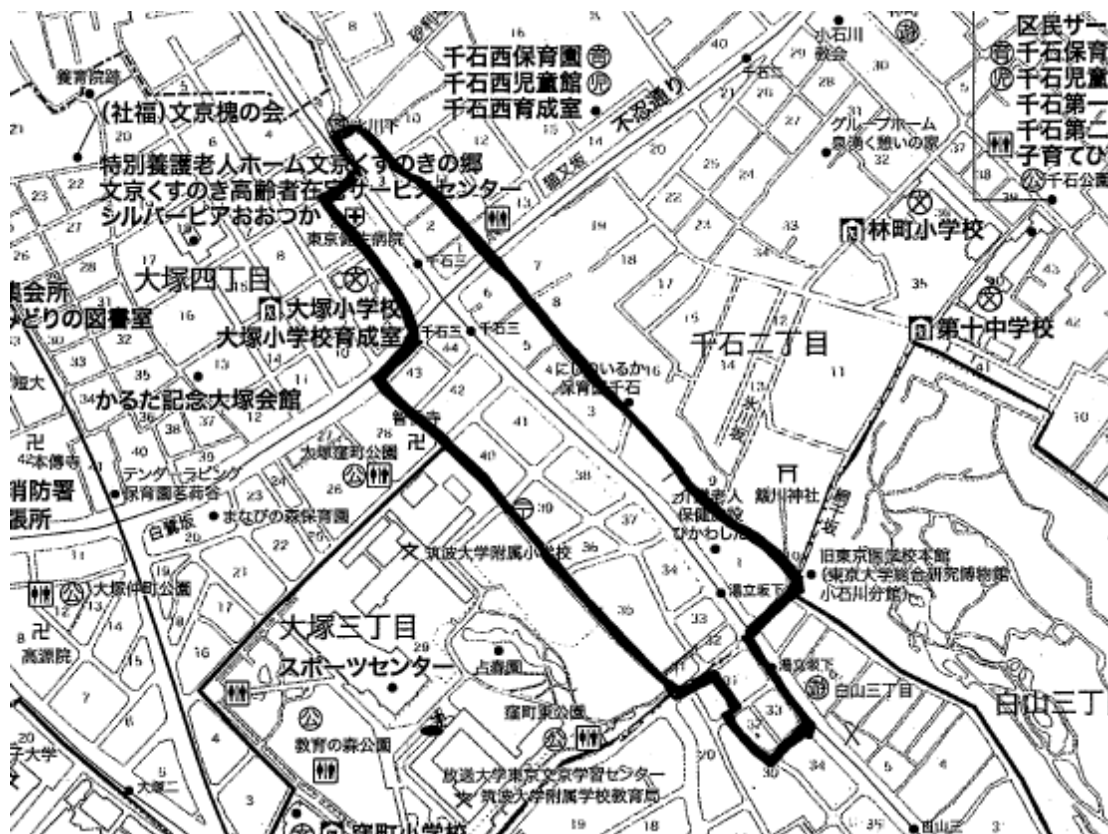
3 地区指定の経過

平成30年 4月19日 推進地区指定の申請
5月17日 安全・安心まちづくり協議会において審議
6月 1日～6月30日 該当地区の区民意見を聴取
7月10日 推進地区指定の決定
7月11日 推進地区指定日(～令和3年7月10日)

4 意見募集の実施結果

意見なし

氷川下町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）



文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区
(音六町会地区)の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、音六町会地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

音六町会地区

(2) 団体名及び代表者

音六町会 会長 小嶋 忠幸 氏

(3) 申請理由

音六町会地区は、護国寺から江戸川橋へ至る音羽通りの概ね中間点に位置している。近年、音羽通り沿いの建物は、ほとんどが平屋建てから高層マンションに建て替わり、新たな転入者が増加するなど、街の様相が大きく変化している。

音六町会は、地域の防犯意識を高め、犯罪を未然に防ぐため、子どもの見守り活動を含む防犯対策に力を入れており、防犯カメラの設置も視野に入れながら、より安全で安心なまちづくりを目指している。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

音羽一丁目8番(8号)、9番、10番(1～7号)、14番、19番(22～27番)、21番、22番(12号、13号)、23番(12号、13号)

【裏面参照】

3 地区指定の経過

平成30年 4月19日 推進地区指定の申請
5月17日 安全・安心まちづくり協議会において審議
6月 1日～6月30日 該当地区の区民意見を聴取
7月10日 推進地区指定の決定
7月11日 推進地区指定日(～令和3年7月10日)

4 意見募集の実施結果

意見なし

音六町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）



文京区安全・安心まちづくり条例に基づく防犯対策を推進する地区
(指ヶ谷町会地区) の指定について

1 趣旨

区では、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、安全・安心まちづくりに関する施策を推進する地区を指定し、支援を行っている。

このたび、地域活動団体から推進地区指定の申請があり、指ヶ谷町会地区を「防犯対策を推進する地区」に指定したので報告するものである。

2 推進地区指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

指ヶ谷町会地区

(2) 団体名及び代表者

指ヶ谷町会 会長 豊島 弘江 氏

(3) 申請理由

指ヶ谷町会地区は、大正9年に結成された伝統ある大規模な町会である。近年、マンションや戸建て住宅の新築が進んでおり、新規転入者が増加しており、地域住民が連帯意識を持って安全・安心なまちづくりを進める必要性が高まっている。

指ヶ谷町会は、交差点に立っての登下校の見守りを毎日行うなど、町会ぐるみで各種安全対策に取り組んでおり、不審者対策として、防犯カメラの設置も視野に入れながら、より効果的な防犯対策に努めていく。

(4) 推進地区の種類

防犯対策を推進する地区

(5) 地区の範囲

白山一丁目7番、8番、11～14番、16～22番、23番(4～12号)、
白山二丁目1番(10号)、21番(10号、12号)、24～26番、27番
(4号、5号、7号、8号、10号)、29番、30番(6号、7号、9号)、
31番(2号、7号、8号)、32番、35番、36番(1号、3号)、37番
(4～12号)、38番(3～7号)

【裏面参照】

3 地区指定の経過

平成30年5月 7日 推進地区指定の申請

5月17日 安全・安心まちづくり協議会において審議

6月 1日～6月30日 該当地区の区民意見を聴取

7月10日 推進地区指定の決定

7月11日 推進地区指定日(～令和3年7月10日)

4 意見募集の実施結果

意見なし

指ヶ谷町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）

